

水道企業団 最低制限価格制度要綱改正による変更について（おしらせ 修正版）

管財出納課 管財契約グループ

令和元年 6 月 1 日より水道企業団最低制限価格制度要綱を改正します。
 今回の改正は令和元年 6 月 1 日以降に公告又は指名通知をする入札について適用されます。
 この改正は建設工事における最低制限価格の設定範囲と、一部建設関連業務委託における算定方法等
 について次の通り改正することとなりますのでおしらせします。

最低制限価格設定条件（※変更なし）

- （1） 予定価格 130 万円を超える工事の請負契約
- （2） 予定価格 130 万円を超える製造の請負契約
- （3） 予定価格 50 万円を超える工事又は製造以外の請負契約

※ 予定価格とは消費税込の額となります。

算定方法

- （1） 予定価格 130 万円を超える工事の請負契約（※変更あり）

改正前

※①～④の額 1 円未満は切り捨て処理

※①～④の合算額に千円未満の端数がある場合は切り捨て処理

	工事	解体工事
①	直接工事費×9.7/10	直接工事費×8.5/10
②	共通仮設費×9/10	共通仮設費×8.5/10
③	現場管理費×9/10	現場管理費×8.5/10
④	一般管理費×5.5/10	一般管理費×5/10

最低制限価格は①～④の合算額に消費税等相当額を乗じて算出されるが、次の条件の場合はこちらとなる。

(①+②+③+④)×消費税等相当額 > 予定価格×9/10
 のときは

予定価格×9/10

予定価格×7/10 > (①+②+③+④)×消費税等相当額
 のときは

予定価格×7/10

改正後

※①～④の額 1 円未満は切り捨て処理

※①～④の合算額に千円未満の端数がある場合は切り捨て処理

	工事	解体工事
①	直接工事費×9.7/10	直接工事費×8.5/10
②	共通仮設費×9/10	共通仮設費×8.5/10
③	現場管理費×9/10	現場管理費×8.5/10
④	一般管理費×5.5/10	一般管理費×5/10

最低制限価格は①～④の合算額に消費税等相当額を加算して算出されるが、次の条件の場合はこちらとなる。

(①+②+③+④)±消費税等相当額 > 予定価格×9.2/10
 のときは

予定価格×9.2/10

予定価格×7.5/10 > (①+②+③+④)±消費税等相当額
 のときは

予定価格×7.5/10



◎特別な理由がある場合は予定価格に 10 分の 7.5 以上 10 分の 9.2 の範囲でその都度契約担当者が定める率を乗じて
 得た額

(2) 予定価格 130 万円を超える製造の請負契約 (※変更なし)

予定価格に 10 分の 6.5 以上 10 分の 8.0 以内の率でその都度契約当事者が定める率を乗じて得た額

(3) 予定価格 50 万円を超える工事又は製造以外の請負契約 (※変更なし)

予定価格に 10 分の 6.5 以上 10 分の 8.0 以内の率でその都度契約当事者が定める率を乗じて得た額

建設関連業務委託の契約にあつては次の業務区分に掲げる業務の種類ごとに算定 (※変更あり)

改正前

※①～④の額 1 円未満は切り捨て処理

※①～④の合算額に千円未満の端数がある場合は切り捨て処理

測量業務	
①	直接測量費の額
②	測量調査費の額
③	諸経費の額×4.8/10
④	—
最低制限価格は①～④の合算額に消費税等相当額を乗じて算出されるが、次の条件の場合はこちらとなる。 $(① + ② + ③ + ④) \times \text{消費税等相当額} > \text{予定価格} \times 8/10$ のときは $\underline{\text{予定価格} \times 8/10}$ $\text{予定価格} \times 6.5/10 > (① + ② + ③ + ④) \times \text{消費税等相当額}$ のときは $\underline{\text{予定価格} \times 6.5/10}$	

改正後

※①～④の額 1 円未満は切り捨て処理

※①～④の合算額に千円未満の端数がある場合は切り捨て処理

測量業務	
①	直接測量費の額
②	測量調査費の額
③	諸経費の額×4.8/10
④	—
最低制限価格は①～④の合算額に消費税等相当額を 加算して 算出されるが、次の条件の場合はこちらとなる。 $(① + ② + ③ + ④) \pm \text{消費税等相当額} > \text{予定価格} \times \underline{8.2/10}$ のときは $\underline{\text{予定価格} \times 8.2/10}$ $\text{予定価格} \times 6.5/10 > (① + ② + ③ + ④) \pm \text{消費税等相当額}$ のときは $\underline{\text{予定価格} \times 6.5/10}$	



建築関係コンサルタント業務	
①	直接人件費の額
②	特別経費の額
③	技術料等経費の額×6/10
④	諸経費の額×6/10
最低制限価格は①～④の合算額に消費税等相当額を乗じて算出されるが、次の条件の場合はこちらとなる。	

建築関係コンサルタント業務	
①	直接人件費の額
②	特別経費の額
③	技術料等経費の額×6/10
④	諸経費の額×6/10
最低制限価格は①～④の合算額に消費税等相当額を 加算して 算出されるが、次の条件の場合はこちらとなる。	



<p>$(①+②+③+④) \times \text{消費税等相当額} > \text{予定価格} \times 8/10$ のときは <u>予定価格</u> $\times 8/10$</p> <p>予定価格 $\times 6.5/10 > (①+②+③+④) \times \text{消費税等相当額}$ のときは <u>予定価格</u> $\times 6.5/10$</p>
--

<p>$(①+②+③+④) \pm \text{消費税等相当額} > \text{予定価格} \times 8/10$ のときは <u>予定価格</u> $\times 8/10$</p> <p>予定価格 $\times 6.5/10 > (①+②+③+④) \pm \text{消費税等相当額}$ のときは <u>予定価格</u> $\times 6.5/10$</p>
--

土木関係コンサルタント業務	
①	直接人件費の額
②	直接経費の額
③	その他の原価 $\times 9/10$
④	一般管理費等 $\times 4.8/10$
<p>最低制限価格は①～④の合算額に消費税等相当額を乗じて算出されるが、次の条件の場合はこちらとなる。</p> <p>$(①+②+③+④) \times \text{消費税等相当額} > \text{予定価格} \times 8/10$ のときは <u>予定価格</u> $\times 8/10$</p> <p>予定価格 $\times 6.5/10 > (①+②+③+④) \times \text{消費税等相当額}$ のときは <u>予定価格</u> $\times 6.5/10$</p>	



土木関係コンサルタント業務	
①	直接人件費の額
②	直接経費の額
③	その他の原価 $\times 9/10$
④	一般管理費等 $\times 4.8/10$
<p>最低制限価格は①～④の合算額に消費税等相当額を加算して算出されるが、次の条件の場合はこちらとなる。</p> <p>$(①+②+③+④) \pm \text{消費税等相当額} > \text{予定価格} \times 8/10$ のときは <u>予定価格</u> $\times 8/10$</p> <p>予定価格 $\times 6.5/10 > (①+②+③+④) \pm \text{消費税等相当額}$ のときは <u>予定価格</u> $\times 6.5/10$</p>	

地質調査業務	
①	直接調査費の額
②	間接調査費の額 $\times 9/10$
③	解析等調査業務費 $\times 8/10$
④	諸経費 $\times 4.5/10$
<p>最低制限価格は①～④の合算額に消費税等相当額を乗じて算出されるが、次の条件の場合はこちらとなる。</p> <p>$(①+②+③+④) \times \text{消費税等相当額} > \text{予定価格} \times 8.5/10$ のときは <u>予定価格</u> $\times 8.5/10$</p> <p>予定価格 $\times 6.5/10 > (①+②+③+④) \times \text{消費税等相当額}$ のときは <u>予定価格</u> $\times 6.5/10$</p>	



地質調査業務	
①	直接調査費の額
②	間接調査費の額 $\times 9/10$
③	解析等調査業務費 $\times 8/10$
④	諸経費 $\times 4.8/10$
<p>最低制限価格は①～④の合算額に消費税等相当額を加算して算出されるが、次の条件の場合はこちらとなる。</p> <p>$(①+②+③+④) \pm \text{消費税等相当額} > \text{予定価格} \times 8.5/10$ のときは <u>予定価格</u> $\times 8.5/10$</p> <p>予定価格 $\times 6.5/10 > (①+②+③+④) \pm \text{消費税等相当額}$ のときは <u>予定価格</u> $\times 6.5/10$</p>	

補償関係コンサルタント業務	
①	直接人件費の額
②	直接経費の額
③	その他原価×9/10
④	一般管理費等×4.5/10
<p>最低制限価格は①～④の合算額消費税等相当額を乗じて算出されるが、次の条件の場合はこちらとなる。</p> <p>(①+②+③+④)×消費税等相当額 > 予定価格×8/10 のときは <u>予定価格×8/10</u></p> <p>予定価格×6.5/10 > (①+②+③+④)×消費税等相当額 のときは <u>予定価格×6.5/10</u></p>	



補償関係コンサルタント業務	
①	直接人件費の額
②	直接経費の額
③	その他原価×9/10
④	一般管理費等×4.5/10
<p>最低制限価格は①～④の合算額に消費税等相当額を加算して算出されるが、次の条件の場合はこちらとなる。</p> <p>(①+②+③+④)+消費税等相当額 > <u>予定価格</u>×8/10 のときは <u>予定価格×8/10</u></p> <p><u>予定価格</u>×6.5/10 > (①+②+③+④)+消費税等相当額 のときは <u>予定価格×6.5/10</u></p>	

◎建設関連業務委託の契約のうち特別な理由がある場合 (※変更あり)

- ・ 建築関係コンサルタント業務、土木関係コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務
予定価格に 10 分の 6.5 以上 10 分の 8.0 以内の率でその都度契約当事者が定める率を乗じて得た額

・ 測量業務

予定価格に 10 分の 6.5 以上 10 分の 8.2 以内の率でその都度契約当事者が定める率を乗じて得た額

・ 地質調査業務

予定価格に 10 分の 6.5 以上 10 分の 8.5 以内の率でその都度契約当事者が定める率を乗じて得た額